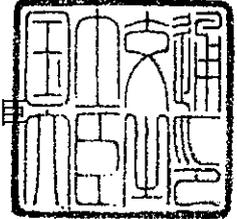




国総情政第12号
平成26年4月16日

総務大臣 殿

国土交通大臣



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

港湾調査

主管部課	国土交通省総合政策局情報政策本部 情報政策課交通経済統計調査室
事務担当者	中澤 祐一郎 電話 03 (5253) 8348 e-mail : nakazawa-y54p3@mlit. go. jp



申請事項記載書

1 調査の名称 港湾調査

2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>港湾調査要綱</p> <p>2 調査の目的 <u>本調査は、港湾統計（港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。</u></p> <p>3 調査対象の範囲 (1) 地域的範囲 国土交通大臣が<u>指定する別表に</u>掲げる都道府県 (2) 属性的範囲 国土交通大臣が<u>指定する別表に</u>掲げる甲種港湾及び乙種港湾</p> <p>4 報告を求める者 (1) 数 <u>【甲種港湾調査票】 161港</u> <u>【乙種港湾調査票】 533港</u> (2) 選定の方法 (■全数 □無作為抽出 □有意抽出) <u>国土交通大臣が指定する別表に掲げる甲種港湾及び乙種港湾</u> (3) 報告者 <u>【甲種港湾調査票】</u></p>	<p>港湾調査要綱</p> <p>2 調査の目的 <u>この調査は、港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的とする。</u></p> <p>3 調査対象の範囲 (1) 地域的範囲 国土交通大臣が<u>指定した、別表に</u>掲げる都道府県 (2) 属性的範囲 国土交通大臣が<u>指定した、別表に</u>掲げる甲種港湾及び乙種港湾</p> <p>4 報告を求める者 (1) 数 <u>甲種港湾 160港、乙種港湾 557港</u> (2) 選定の方法 (■全数 □無作為抽出 □有意抽出) (3) 報告義務者 ア 本調査における<u>報告義務者</u>は、港湾</p>	<p>文言の形式的修正</p> <p>文言の形式的修正</p> <p>文言の形式的修正</p> <p>文言の形式的修正及び対象港湾の見直しのため</p> <p>文言の形式的修正</p> <p>文言の形式的修正</p>

<p>ア 本調査における<u>報告者</u>は、港湾の管理者又はその港湾において次の業務を営む者とする。</p> <p>イ 前項に掲げた者では調査の目的が達せられない場合はその他の当該事項の実態を把握することができる者を選定し、これに報告をさせることができる。</p> <p>【乙種港湾調査票】 甲種港湾調査票に掲げるア(ア)～(ウ)及びイの事項</p> <p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) <u>報告を求める事項(詳細は調査票を参照)</u></p> <p>【甲種港湾調査票】</p> <p>ア 入港船舶 イ 船舶乗降人員 ウ 海上出入貨物 エ 本船荷役 オ 泊地及び係船岸</p> <p>【乙種港湾調査票】 甲種港湾調査票に掲げるア～ウの事項</p> <p>(2) 基準となる期日又は期間 【甲種港湾調査票】 毎月 【乙種港湾調査票】 毎年(1月～12月)</p>	<p>の管理者又はその港湾において次の業務を営む者とする。</p> <p>イ 前項に掲げた者では調査の目的が達せられない場合はその他の当該事項の実態を把握することができる者を選定し、これに報告をさせることができる。</p> <p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) <u>報告を求める事項</u> ア この調査は、甲種港湾に関しては次に掲げる事項について、乙種港湾に関しては(ア)から(ウ)までに掲げる事項について行う。 <u>(ア) 入港船舶</u> <u>(イ) 船舶乗降人員</u> <u>(ウ) 海上出入貨物</u> <u>(エ) 本船荷役</u> <u>(オ) 泊地及び係船岸</u> イ <u>調査票の様式は、国土交通大臣の定める別記第1号様式及び第2号様式のとおりとする。</u></p> <p>(2) 基準となる期日又は期間 <u>甲種港湾においては毎月末日、乙種港湾においては毎年12月末日</u></p>	<p>文言の形式的修正</p> <p>文言の形式的修正</p> <p>文言の形式的修正</p> <p>文言の形式的修正</p>
---	---	---

<p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織</p> <p>国土交通省—都道府県—調査員—<u>報告者</u></p> <p>(2) 調査方法 (■調査員調査 □郵送調査 ■<u>オンライン調査</u>)</p> <p>□その他 ())</p> <p>ア 調査に関する事務に従事させるため、統計法(平成19年法律第53号。以下「法」という。)第14条の規定により、統計調査員を置く。</p> <p>イ 統計調査員は、都道府県知事の指揮監督を受け、調査票の配布及び収集その他調査に関する事務に従事する。</p> <p>ウ <u>オンライン調査は、統計調査員と報告者間において電子メールにより行う。</u></p>	<p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織</p> <p>国土交通省—都道府県—調査員—<u>報告義務者</u></p> <p>(2) 調査方法 (■調査員調査 □郵送調査 □<u>オンライン調査</u>)</p> <p>□その他 ())</p> <p>ア 調査に関する事務に従事させるため、統計法(平成19年法律第53号。以下「法」という。)第14条の規定により、統計調査員を置く。</p> <p>イ 統計調査員は、都道府県知事の指揮監督を受け、調査票の配布及び収集その他調査に関する事務に従事する。</p>	<p>文言の形式的修正</p> <p>報告者からのオンラインによる調査票の報告実態に則するため、オンライン調査の追加</p> <p>オンライン調査の追加に伴い、調査方法の追加</p>
<p>7 報告を求める期間</p> <p>(1) 調査の周期</p> <p><u>【甲種港湾調査票】毎月</u></p> <p><u>【乙種港湾調査票】1年</u></p> <p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限</p> <p><u>【甲種港湾調査票】提出期限は調査月翌月の10日</u></p> <p><u>【乙種港湾調査票】提出期限は調査年翌年の1月末日</u></p>	<p>7 報告を求める期間</p> <p>(1) 調査の周期</p> <p><u>甲種港湾においては毎月末日に月間調査を行い、乙種港湾においては毎年12月末日に年間調査を行う。</u></p> <p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限</p> <p><u>ア 都道府県知事は、報告義務者に対して、当該調査期日までに、調査票を配布しなければならない。</u></p> <p><u>イ 報告義務者は、配布された調査票に所定の事項を記入し、甲種港湾については調査月の翌月10日までに、乙</u></p>	<p>文言の形式的修正</p> <p>文言の形式的修正</p> <p>文言の形式的修正</p>

<p>なお、都道府県知事は、<u>報告者</u>が電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）第3条第1項の規定により適用される行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により税関長に申告等を行った事項の一部（報告を求める事項のうち<u>ア、ウ、エ及びオ</u>。以下「当該事項」という。）を調査に使用することに同意したときには、報告を求める事項のうち当該事項に係るものについて調査票への記入を要しないものとするができる。</p> <p>また、報告者は、調査票の様式に掲げる各事項を明確に判別できるように記録する場合は、調査票に代えて、電磁的記録による報告をすることができる。</p> <p>8 集計事項</p> <p>(1) 集計事項（別紙 <u>港湾調査結果表一覧参照</u>）</p> <p><u>【甲種港湾調査票】</u></p> <p>エ 泊地係船岸及び本船荷役係留施設別入港船舶の隻数、総トン数、係留時間、本船荷役貨物トン数</p> <p><u>【乙種港湾調査票】</u></p> <p>甲種港湾調査票に掲げるア～ウの事項</p>	<p><u>種港湾については調査年の翌年1月末日までに都道府県知事に報告しなければならない。</u></p> <p>ウ 都道府県知事は、<u>報告義務者</u>が電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）第3条第1項の規定により適用される行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により税関長に申告等を行った事項の一部（報告を求める事項のうち<u>ア、ウ、エ及びオ</u>。以下「当該事項」という。）を調査に使用することに同意したときには、報告を求める事項のうち当該事項に係るものについて調査票への記入を要しないものとするができる。</p> <p><u>エ 報告義務者は、調査票の様式に掲げる各事項を明確に判別できるように記録する場合は、調査票に代えて、電磁的記録による報告をすることができる。</u></p> <p>8 集計事項</p> <p>(1) 集計事項</p> <p><u>報告を求める事項について、次のものにつき集計する（別紙結果表一覧参照）。</u></p> <p>エ 泊地係船岸及び本船荷役係留施設別入港船舶の隻数、総トン数、係留時間、本船荷役貨物トン数</p>	<p>文言の形式的修正</p> <p>文言の形式的修正</p> <p>文言の形式的修正</p> <p>文言の形式的修正</p>
--	---	---

<p>(2) 集計・提出方法</p> <p>【甲種港湾調査票】</p> <p>ア 都道府県知事は、管下すべての甲種港湾調査票等を港湾別に取りまとめ、審査の上、調査期日の翌日から1か月以内に集計事項のうちア及びウに掲げる月次集計分を、又調査年の翌年3月末日までに集計事項のアからエまでに掲げる年次集計分を国土交通大臣へ提出する。</p> <p>イ 国土交通大臣は、これを審査整理して月次別、年次別に全国集計をする。</p> <p>【乙種港湾調査票】</p> <p>ア 都道府県知事は、調査期日の翌日から3か月以内に、管下すべての乙種港湾調査票等を港湾別に取りまとめ、審査の上、集計事項のうちアからウまでに掲げる年次集計分を国土交通大臣へ提出する。</p> <p>イ 国土交通大臣は、これを審査整理して年次別に全国集計をする。</p>	<p>(2) 集計・提出方法</p> <p>ア 甲種港湾の場合</p> <p>(ア) 都道府県知事は、管下すべての甲種港湾の調査票等を港湾別に取りまとめ、審査の上、調査期日の翌日から1か月以内に集計事項のうちア及びウに掲げる月次集計分を、又調査年の翌年3月末日までに集計事項のアからエまでに掲げる年次集計分を国土交通大臣へ提出する。</p> <p>(イ) 国土交通大臣は、これを審査整理して月次別、年次別に全国集計をする。</p> <p>イ 乙種港湾の場合</p> <p>(ア) 都道府県知事は、調査期日の翌日から3か月以内に、管下すべての乙種港湾の調査票等を港湾別に取りまとめ、審査の上、集計事項のうちアからウまでに掲げる年次集計分を国土交通大臣へ提出する。</p> <p>(イ) 国土交通大臣は、これを審査整理して年次別に全国集計をする。</p>	<p>文言の形式的修正</p> <p>文言の形式的修正</p> <p>文言の形式的修正</p>
<p>9 調査結果の公表の方法及び期日</p> <p>(1) 公表の方法</p> <p>インターネット（国土交通省ホームページ及びe-Stat）及び印刷物により公表する。</p> <p>(2) 公表の期日</p> <p>月報については、調査期日の翌日から2</p>	<p>9 調査結果の公表の方法及び期日</p> <p>(1) 公表の方法</p> <p>国土交通大臣は、集計の結果を「港湾統計」として編さんし、甲種港湾については月報及び年報として、乙種港湾については年報として、インターネット等で公表する。</p> <p>(2) 公表の期日</p>	<p>文言の形式的修正</p>

<p>か月以内</p> <p><u>年報</u>については、調査の年から1年以内</p> <p>10 使用する統計基準</p> <p>本調査の結果は、港湾の実態を明らかに<u>するため</u>、調査対象港湾ごとに表章を行うことから、統計基準を使用しない。</p> <p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者</p> <p><u>(1) 調査票情報の保存期間</u></p> <p>ア <u>調査票及びその他集計書類又は電磁的記録媒体</u>：2年</p> <p>イ <u>集計表の内容を記録した電磁的記録媒体</u>：永年</p> <p><u>(2) 保存責任者</u></p> <p><u>上記アについては、都道府県知事</u></p> <p><u>上記イについては、国土交通大臣</u></p> <p>12 立入検査等の対象とすることができる事項</p> <p>法第15条第1項の規定に基づく立入検査等の対象とすることができる事項は、<u>5の(1)</u>に掲げる報告を求める事項とする。</p> <p>(別紙)</p>	<p><u>月報</u> 調査期日の翌日から2か月以内</p> <p><u>年報</u> 調査の年から1年以内</p> <p>10 使用する統計基準</p> <p><u>この調査</u>の結果は、港湾の実態を明らかに<u>するため</u>調査対象港湾ごとに表章を行うことから、統計基準を使用しない。</p> <p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者</p> <p><u>(1) 調査票及びその他集計書類又は電磁的記録は都道府県知事が2年間保存する。</u></p> <p><u>(2) 集計用電磁的記録は、国土交通大臣が永年保存する。</u></p> <p>12 立入検査等の対象とすることができる事項</p> <p>法第15条第1項の規定に基づく立入検査等の対象とすることができる事項は、<u>5の(1)ア</u>に掲げる報告を求める事項とする。</p>	<p>文言の形式的修正</p> <p>文言の形式的修正</p> <p>文言の形式的修正</p> <p>文言の形式的修正</p> <p>文言の形式的修正</p> <p>文言の形式的修正</p>
---	---	---

<p>港湾調査結果表一覧</p> <p>1. 年報</p> <p>〔甲種港湾〕</p> <p>第5表</p> <p>(8) 移入シャーシ仕出港別表</p> <p><u>(9) コンテナ長さ別種別個数表</u></p>	<p>(別紙)</p> <p>港湾調査結果表一覧</p> <p>1. 年報</p> <p>〔甲種港湾〕</p> <p>第5表</p> <p>(8) 移入シャーシ仕出港別表</p>	<p>コンテナ長さ別の取扱個数等に係る統計ニーズが高まっていることから港湾調査結果表の項目の追加</p>
--	---	--

別表

都道府県	甲 種 港 湾	乙 種 港 湾
北海道	稚内港 紋別港 網走港 根室港 釧路港 十勝港 苫小牧港 白老港 室蘭港 函館港 小樽港 石狩湾新港 留萌港	宗谷港 枝幸港 霧多布港 えりも港 浦河港 森港 榎法華港 松前港 江差港 瀬棚港 岩内港 余市港 増毛港 羽幌港 天塩港 香深港 鷺泊港 杓形港 焼尻港 天売港 奥尻港
青森県	青森港 尻屋岬港 むつ小川原港 八戸港	深浦港 七里長浜港 野辺地港 大湊港 川内港 大間港 子ノ口港 休屋港
岩手県	久慈港 宮古港 釜石港 大船渡港	八木港 小本港
宮城県	仙台塩釜港	雄勝港 気仙沼港 女川港 荻浜港 金華山港
秋田県	能代港 船川港 秋田港	戸賀港 本荘港
山形県	酒田港	加茂港 鼠ヶ関港
福島県	相馬港 小名浜港	久之浜港 江名港 中之作港 翁島港 湖南港
茨城県	茨城港 鹿島港	川尻港 河原子港 土浦港
千葉県	木更津港 千葉港	興津港 館山港 浜金谷港
東京都	東京港	岡田港 波浮港 元町港 利島港 新島港 式根島港 神津島港 三池港 御蔵島港 神湊港 八重根港 青ヶ島港 二見港 沖港
神奈川県	川崎港 横浜港 横須賀港	葉山港 湘南港 大磯港 真鶴港
新潟県	新潟港 柏崎港 直江津港 姫川港 両津港 小木港	岩船港 寺泊港 赤泊港 二見港
富山県	伏木富山港	魚津港
石川県	七尾港 金沢港	和倉港 穴水港 宇出津港 小木港 飯田港 輪島港 福浦港 滝港 塩屋港
福井県	福井港 敦賀港 内浦港	鷹巣港 和田港
静岡県	沼津港 田子の浦港 清水港 大井川港 御前崎港	熱海港 伊東港 下田港 手石港 松崎港 宇久須港 土肥港 相良港 浜名港
愛知県	三河港 衣浦港 名古屋港	伊良湖港 福江港 泉港 倉舞港 東

		幡豆港 吉田港 河和港 師崎港 内海港 富具崎港 常滑港
三重県	四日市港 津松阪港 吉津港 尾鷲港 鵜殿港	千代崎港 白子港 宇治山田港 鳥羽港 的矢港 賢島港 浜島港 長島港 引本港 三木里港 賀田港 二木島港 木本港
滋賀県		長浜港 彦根港 大津港 竹生島港
京都府	舞鶴港 宮津港	久美浜港
大阪府	泉州港 阪南港 堺泉北港 大阪港	深日港 尾崎港 泉佐野港
兵庫県	尼崎西宮芦屋港 神戸港 明石港 東播磨港 姫路港 赤穂港	津居山港 竹野港 柴山港 江井ヶ島港 相生港 坂越港 古池港 岩屋港 淡路交流の翼港 浦港 津名港 洲本港 古茂江港 由良港 阿万港 福良港 湊港 都志港 江井港 郡家港 室津港 家島港
和歌山県	新宮港 日高港 和歌山下津港	宇久井港 勝浦港 浦神港 古座港 袋港 日置港 文里港 由良港 湯浅広港 加太港 大島港
鳥取県	鳥取港	田後港 米子港
鳥取県・島根県	境港	
島根県	浜田港 三隅港 西郷港	安来港 松江港 軽尾港 法田港 七類港 菅浦港 秋鹿北港 河下港 田儀港 久手港 宅野港 温泉津港 江津港 益田港 重栖港 宇賀港 倉の谷港 物井港 別府港 波止港 美田港 国賀港 諏訪港 保々見港 知々井港 御波港 堤港 須賀港 日之津港 海士港 来居港 姫の浦港 江島港
岡山県	東備港 岡山港 宇野港 水島港 笠岡港	布浜港 玉津港 牛窓港 山田港 児島港 鴻島港 黄島港 犬島港 石島港 豊浦港 北木島港 大浦港 大飛島港 小飛島港 前浦港
広島県	福山港 尾道糸崎港 竹原港 呉港 広島港 大竹港 鹿川港	千年港 須波港 忠海港 安芸津港 川尻港 吉悪港 福田港 横田港 重

		井港 土生港 佐木港 瀬戸田港 生口港 鮎崎港 木江港 大西港 御手洗港 蒲刈港 奥の内港 袋の内港 大迫港 釣士田港 大須港 小用港(江田島市) 三高港 中田港 内海港 鷺部矢之浦港 巖島港
山口県	下関港 小野田港 宇部港 三田尻港 徳山下松港 平生港 柳井港 岩国港	萩港 油谷港 特牛港 青江港 室津港 由宇港 角島港 柱島港 久賀港 白木港 伊保田港 安下庄港 小松港
徳島県	徳島小松島港 橘港	撫養港 粟津港 今切港 中島港 富岡港 日和佐港 浅川港 那佐港 亀浦港
香川県	詫間港 多度津港 丸亀港 坂出港 高松港 風戸港	豊浜港 観音寺港 仁尾港 木沢港 石場港 立石港 久通港 庵治港 牟礼港 志度港 津田港 三本松港 馬越港 北浦港 大部港 坂手港 内海港 三都港 池田港 土庄東港 土庄港 小豊島港 家浦港 大島港 男木港 女木港 屏風港 直島港 宮浦港 与島港 大浦港 新在家港 本島港 生ノ浜港 尻浜港 里浦港 小浦港 江の浦港 青木港 手島港 高見港 栗島港 佐柳港
愛媛県	宇和島港 松山港 今治港 東予港 新居浜港 三島川之江港	御荘港 岩松港 吉田港 玉津港 三瓶港 八幡浜港 川の石港 伊方港 三崎港 三机港 長浜港 伊予港 松前港 北条港 菊間港 森上港 波方港 波止浜港 寒川港 弓削港 立石港 生名港 四坂港 小漕港 長江港 北浦港 伯方港 有津港 枝越港 熊口港 早川港 吉海港 上浦港 宮浦港 大下港 岡村港 中島港 西中港
高知県	高知港 須崎港 宿毛湾港	甲浦港 佐喜浜港 室津港 奈半利港 手結港 久礼港 上ノ加江港 佐賀

		港 上川口港 下田港 下ノ加江港 以布利港 清水港 あしずり港 下川 口港
福岡県	博多港 北九州港 苅田港 三池港	芦屋港 宇島港 大牟田港 若津港 大島港
佐賀県	伊万里港 唐津港	諸富港 鹿島港 大浦港 星賀港 仮 屋港 呼子港
長崎県	島原港 長崎港 佐世保港 松浦港 厳原港 郷ノ浦港 福江港 松島港	小長井港 西郷港 多比良港 堂崎港 須川港 口ノ津港 小浜港 茂木港 脇岬港 神ノ浦港 瀬戸港 七ツ釜港 太田和港 面高港 瀬川港 小口港 時津港 長与港 久山港 大村港 彼杵港 川棚港 佐々港 臼ノ浦港 江迎港 田平港 調川港 佐須奈港 比田勝港 峰港 仁位港 鹿見港 仁 田港 竹敷港 勝本港 印通寺港 大 島港 平戸港 川内港 福島港 青方 港 有川港 郷ノ首港 榎津港 肥前 大島港 崎戸港 池島港 若松港 相 の浦港 岐宿港 富江港 玉ノ浦港 伊王島港 高島港
熊本県	水俣港 八代港 三角港 熊本港	佐敷港 田浦港 鏡港 百貫港 河内 港 長洲港 鬼池港 本渡港 大門港 牛深港 高浜港 富岡港 大浦港 合津港 姫戸港 天草港 上天草港
大分県	中津港 別府港 大分港 佐賀関港 津久見港 佐伯港	高田港 臼野港 国東港 守江港 日 出港 臼杵港 浦代港 丸市尾港 姫 島港
宮崎県	細島港 宮崎港 油津港	古江港 熊野江港 延岡港 延岡新港 美々津港 内海港 外浦港 福島港 大島港
鹿児島県	志布志港 加治木港 鹿児島港 喜入 港 川内港 米之津港 西之表港 宮 之浦港 (屋久島町) 名瀬港	波見港 根占港 大根占港 鹿屋港 垂水港 桜島港 (鹿児島県管理) 浮津 港 福山港 隼人港 指宿港 串木野 新港 黒之浜港 獅子島港 片側港 長島港 里港 長浜港 大里港 片泊

		港 田之脇港 大塩屋港 広田港 門 倉港 島間港 浜津脇港 竹島港 硫 黄島港 宮之浦港(長島町) 安房港 中之島港 南之浜港 切石港 やすら 浜港 小宝島港 宝島港 山間港 古 仁屋港 篠川港 湯湾港 大和港 竜 郷港 赤木名港 湾港 加計呂麻港 与路港 請島港 亀徳港 平土野港 伊延港 和泊港 住吉港 与論港
沖縄県	金武湾港 中城湾港 那覇港 本部港 運天港 平良港 石垣港	前泊港 野甫港 内花港 仲田港 伊 江港 水納港(本部町) 栗国港 兼城 港 座間味港 渡嘉敷港 徳仁港 北 大東港 南大東港 長山港 多良間港 船浦港 仲間港 白浜港 祖納港 小浜港 竹富東港 黒島港 上地港 鳩間港 船浮港
合 計	1 6 1 港	5 3 3 港

変 更 案

変 更 前

別表

別表

都道府県	甲 種 港 湾	乙 種 港 湾
北海道	稚内港 紋別港 網走港 根室港 釧路港 十勝港 苫小牧港 <u>白老港</u> 室蘭港 函館港 小樽港 石狩湾新港 留萌港	宗谷港 枝幸港 霧多布港 えりも港 浦河港 森港 榎法華港 松前港 江差港 瀬棚港 岩内港 余市港 増毛港 羽幌港 天塩港 香深港 鴛泊港 杓形港 焼尻港 天売港 奥尻港
青森県	青森港 尻屋岬港 むつ小川原港 八戸港	深浦港 七里長浜港 野辺地港 大湊港 川内港 大間港 子ノ口港 休屋港
岩手県	久慈港 宮古港 釜石港 大船渡港	八木港 小本港
宮城県	仙台塩釜港	雄勝港 気仙沼港 女川港 萩浜港 金華山港
秋田県	能代港 船川港 秋田港	戸賀港 本荘港
山形県	酒田港	加茂港 鼠ヶ関港
福島県	相馬港 小名浜港	久之浜港 江名港 中之作港

都道府県	甲 種 港 湾	乙 種 港 湾
北海道	稚内港 紋別港 網走港 根室港 釧路港 十勝港 苫小牧港 室蘭港 函館港 小樽港 石狩湾新港 留萌港	宗谷港 枝幸港 霧多布港 えりも港 浦河港 <u>白老港</u> 森港 榎法華港 松前港 江差港 瀬棚港 岩内港 余市港 増毛港 羽幌港 天塩港 香深港 鴛泊港 杓形港 焼尻港 天売港 奥尻港
青森県	青森港 尻屋岬港 むつ小川原港 八戸港	深浦港 七里長浜港 野辺地港 大湊港 川内港 大間港 子ノ口港 休屋港
岩手県	久慈港 宮古港 釜石港 大船渡港	八木港 小本港
宮城県	<u>石巻港</u> 仙台塩釜港	雄勝港 気仙沼港 女川港 萩浜港 <u>松島港</u> 金華山港
秋田県	能代港 船川港 秋田港	戸賀港 本荘港
山形県	酒田港	加茂港 鼠ヶ関港
福島県	相馬港 小名浜港	久之浜港 江名港 中之作港

		翁島港 湖南港
茨城県	茨城港 鹿島港	川尻港 河原子港 土浦港
千葉県	木更津港 千葉港	興津港 <u>館山港</u> 浜金谷港
東京都	東京港	岡田港 波浮港 元町港 利島港 新島港 式根島港 神津島港 三池港 御蔵島港 神湊港 八重根港 青ヶ島港 二見港 沖港
神奈川県	川崎港 横浜港 横須賀港	葉山港 湘南港 大磯港 真鶴港
新潟県	新潟港 柏崎港 直江津港 姫川港 津港 小木港	岩船港 寺泊港 赤泊港 二見港
富山県	伏木富山港	魚津港
石川県	七尾港 金沢港	和倉港 穴水港 宇出津港 小木港 飯田港 輪島港 福浦港 滝港 塩屋港
福井県	福井港 敦賀港 内浦港	鷹巣港 和田港
静岡県	沼津港 田子の浦港	熱海港 伊東港 下田港 手石

		翁島港 湖南港
茨城県	茨城港 鹿島港	川尻港 河原子港 土浦港
千葉県	<u>館山港</u> 木更津港 千葉港	<u>名洗港</u> 興津港 浜金谷港
東京都	東京港	岡田港 波浮港 元町港 利島港 新島港 式根島港 神津島港 三池港 御蔵島港 神湊港 八重根港 青ヶ島港 二見港 沖港
神奈川県	川崎港 横浜港 横須賀港	葉山港 湘南港 大磯港 真鶴港
新潟県	新潟港 柏崎港 直江津港 姫川港 津港 小木港	岩船港 寺泊港 赤泊港 二見港
富山県	伏木富山港	魚津港
石川県	七尾港 金沢港	和倉港 穴水港 宇出津港 小木港 飯田港 輪島港 福浦港 滝港 塩屋港
福井県	福井港 敦賀港 内浦港	鷹巣港 和田港
静岡県	沼津港 田子の浦港	熱海港 伊東港 下田港 手石

	清水港 大井川港 御前崎港	港 松崎港 宇久須港 土肥港 相良港 浜名港
愛知県	三河港 衣浦港 名古屋港	伊良湖港 福江港 泉港 倉舞港 東幡豆港 吉田港 河和港 師崎港 内海港 富具崎港 常滑港
三重県	四日市港 津松阪港 吉津港 尾鷲港 鵜殿港	千代崎港 白子港 宇治山田港 鳥羽港 的矢港 賢島港 浜島港 長島港 引本港 三木里港 賀田港 二木島港 木本港
滋賀県		長浜港 彦根港 大津港 竹生島港
京都府	舞鶴港 宮津港	久美浜港
大阪府	泉州港 阪南港 堺 泉北港 大阪港	深日港 尾崎港 泉佐野港
兵庫県	尼崎西宮芦屋港 神戸港 明石港 東播磨港 姫路港 赤穂港	津居山港 竹野港 柴山港 江井ヶ島港 相生港 坂越港 古池港 岩屋港 淡路交流の翼港 浦港 津名港 洲本港 古茂江港 由良港 阿万港 福良港 湊港 都志港 江井港 郡家港 室津港 家島港
和歌山県	新宮港 日高港 和	宇久井港 勝浦港 浦神港 古

	清水港 大井川港 御前崎港	港 松崎港 宇久須港 土肥港 相良港 浜名港
愛知県	三河港 衣浦港 名古屋港	伊良湖港 福江港 泉港 倉舞港 東幡豆港 吉田港 河和港 師崎港 内海港 富具崎港 常滑港
三重県	四日市港 津松阪港 尾鷲港	千代崎港 白子港 宇治山田港 鳥羽港 的矢港 賢島港 浜島港 吉津港 長島港 引本港 三木里港 賀田港 二木島港 木本港 鵜殿港
滋賀県		長浜港 彦根港 大津港 竹生島港
京都府	舞鶴港 宮津港	久美浜港
大阪府	泉州港 阪南港 堺 泉北港 大阪港	深日港 尾崎港 泉佐野港
兵庫県	尼崎西宮芦屋港 神戸港 明石港 東播磨港 姫路港 赤穂港	津居山港 竹野港 柴山港 江井ヶ島港 相生港 坂越港 古池港 岩屋港 淡路交流の翼港 浦港 津名港 洲本港 古茂江港 由良港 阿万港 福良港 湊港 都志港 江井港 郡家港 室津港 家島港
和歌山県	新宮港 日高港 和	宇久井港 勝浦港 浦神港 古

	歌山下津港	座港 袋港 日置港 文里港 由良港 湯浅広港 加太港 大 島港
鳥取県	鳥取港	田後港 米子港
鳥取県・ 島根県	境港	
島根県	浜田港 三隅港 西 郷港	安来港 松江港 軽尾港 法田 港 七類港 菅浦港 秋鹿北港 河下港 田儀港 久手港 宅 野港 温泉津港 江津港 益田 港 重栖港 宇賀港 倉の谷港 物井港 別府港 波止港 美 田港 国賀港 諏訪港 保々見 港 知々井港 御波港 堤港 須賀港 日之津港 海士港 来 居港 姫の浦港 江島港
岡山県	東備港 岡山港 宇 野港 水島港 <u>笠岡</u> 港	布浜港 玉津港 牛窓港 山田 港 児島港 鴻島港 黄島港 犬島港 石島港 豊浦港 北木 島港 大浦港 大飛島港 小飛 島港 前浦港
広島県	福山港 尾道糸崎港 竹原港 呉港 広 島港 大竹港 鹿川	千年港 須波港 忠海港 安芸 津港 川尻港 吉悪港 福田港 横田港 重井港 土生港 佐

	歌山下津港	座港 袋港 日置港 文里港 由良港 湯浅広港 加太港 大 島港
鳥取県	鳥取港	田後港 <u>赤碕港</u> 米子港
鳥取県・ 島根県	境港	
島根県	浜田港 三隅港 西 郷港	安来港 松江港 軽尾港 法田 港 七類港 <u>笹子港</u> 菅浦港 秋鹿北港 河下港 田儀港 久 手港 宅野港 温泉津港 江津 港 益田港 重栖港 宇賀港 倉の谷港 物井港 別府港 波 止港 美田港 国賀港 諏訪港 保々見港 知々井港 御波港 堤港 須賀港 日之津港 海 士港 <u>古海港</u> 来居港 <u>竹名港</u> <u>木佐根港</u> 姫の浦港 江島港 <u>波入港</u>
岡山県	東備港 岡山港 宇 野港 水島港	布浜港 玉津港 牛窓港 山田 港 児島港 <u>笠岡港</u> 鴻島港 黄島港 犬島港 石島港 豊浦 港 北木島港 大浦港 大飛島 港 小飛島港 前浦港
広島県	福山港 尾道糸崎港 竹原港 呉港 広 島港 大竹港 鹿川	千年港 須波港 忠海港 安芸 津港 川尻港 吉悪港 福田港 横田港 重井港 土生港 佐

	港	木港 瀬戸田港 生口港 鮎崎港 木江港 大西港 御手洗港 蒲刈港 奥の内港 袋の内港 大迫港 釣士田港 大須港 小用港 (江田島市) 三高港 中田港 内海港 鷺部矢之浦港 巖島港
山口県	下関港 小野田港 宇部港 三田尻港 徳山下松港 平生港 柳井港 岩国港	萩港 油谷港 特牛港 青江港 室津港 由宇港 角島港 柱島港 久賀港 白木港 伊保田港 安下庄港 小松港
徳島県	徳島小松島港 橘港	撫養港 栗津港 今切港 中島港 <u>富岡港</u> 日和佐港 浅川港 那佐港 亀浦港
香川県	詫間港 多度津港 丸亀港 坂出港 高松港 風戸港	豊浜港 観音寺港 仁尾港 木沢港 石場港 立石港 久通港 庵治港 牟礼港 志度港 津田港 三本松港 馬越港 北浦港 大部港 坂手港 内海港 三都港 池田港 土庄東港 土庄港 小豊島港 家浦港 大島港 男木港 女木港 屏風港 直島港 宮浦港 与島港 大浦港 新在家港 本島港 生ノ浜港 尻浜港 里浦港 小浦港 江の浦港 青木港 手島港 高見港 栗島港 佐柳港

	港	木港 瀬戸田港 生口港 鮎崎港 木江港 大西港 御手洗港 蒲刈港 奥の内港 袋の内港 大迫港 釣士田港 大須港 小用港 (江田島市) <u>大柿港</u> 三高港 中田港 内海港 鷺部矢之浦港 巖島港
山口県	下関港 小野田港 宇部港 三田尻港 徳山下松港 平生港 柳井港 岩国港	萩港 油谷港 特牛港 青江港 室津港 由宇港 角島港 柱島港 久賀港 白木港 伊保田港 安下庄港 小松港
徳島県	徳島小松島港 <u>富岡港</u> 橘港	<u>折野港</u> 撫養港 栗津港 今切港 中島港 日和佐港 浅川港 那佐港 亀浦港
香川県	詫間港 多度津港 丸亀港 坂出港 高松港 風戸港	豊浜港 観音寺港 仁尾港 <u>箱浦港</u> <u>見立港</u> <u>宇多津港</u> 木沢港 石場港 立石港 久通港 庵治港 牟礼港 志度港 津田港 三本松港 <u>白鳥港</u> 馬越港 北浦港 大部港 坂手港 内海港 三都港 <u>室生北港</u> 池田港 土庄東港 土庄港 小豊島港 家浦港 大島港 男木港 女木港 屏風港 直島港 宮浦港 与島港 大浦港 新在家港 本島港 生ノ浜港 尻浜港 里浦港 小浦港 江の浦港 青木港 手島港 高見港 <u>志々島</u>

愛媛県	宇和島港 松山港 今治港 東予港 新 居浜港 三島川之江 港	御荘港 岩松港 吉田港 玉津 港 三瓶港 八幡浜港 川之石 港 伊方港 三崎港 三机港 <u>長浜港</u> 伊予港 松前港 北条 港 菊間港 森上港 波方港 波止浜港 寒川港 弓削港 立 石港 生名港 四坂港 小漕港 長江港 北浦港 伯方港 有 津港 枝越港 熊口港 早川港 吉海港 上浦港 宮浦港 大 下港 岡村港 中島港 西中港
高知県	高知港 須崎港 宿 毛湾港	甲浦港 佐喜浜港 室津港 奈 半利港 手結港 久礼港 上ノ 加江港 佐賀港 上川口港 下 田港 下ノ加江港 以布利港 清水港 あしずり港 下川口港
福岡県	博多港 北九州港 苅田港 三池港	芦屋港 宇島港 大牟田港 若 津港 大島港
佐賀県	伊万里港 唐津港	諸富港 鹿島港 大浦港 星賀 港 仮屋港 呼子港
長崎県	島原港 長崎港 佐 世保港 松浦港 厳 原港 郷ノ浦港 福	小長井港 西郷港 多比良港 堂崎港 須川港 口ノ津港 小 浜港 茂木港 脇岬港 神ノ浦

		港 粟島港 <u>粟島西港</u> 佐柳港
愛媛県	宇和島港 <u>長浜港</u> 松山港 今治港 東 予港 新居浜港 三 島川之江港	御荘港 岩松港 吉田港 玉津 港 三瓶港 八幡浜港 川之石 港 伊方港 三崎港 三机港 伊予港 松前港 <u>堀江港</u> 北条 港 菊間港 森上港 波方港 波止浜港 寒川港 弓削港 立 石港 生名港 四坂港 小漕港 長江港 <u>前浜港</u> 北浦港 伯 方港 有津港 枝越港 熊口港 早川港 吉海港 上浦港 宮 浦港 大下港 岡村港 中島港 西中港
高知県	高知港 須崎港 宿 毛湾港	甲浦港 佐喜浜港 室津港 奈 半利港 手結港 久礼港 上ノ 加江港 佐賀港 上川口港 下 田港 下ノ加江港 以布利港 清水港 あしずり港 <u>三崎港</u> 下川口港
福岡県	博多港 北九州港 苅田港 三池港	芦屋港 宇島港 大牟田港 若 津港 大島港
佐賀県	伊万里港 唐津港	諸富港 鹿島港 大浦港 星賀 港 仮屋港 呼子港
長崎県	島原港 長崎港 佐 世保港 松浦港 厳 原港 郷ノ浦港 福	小長井港 西郷港 多比良港 堂崎港 須川港 口ノ津港 小 浜港 茂木港 脇岬港 神ノ浦

	江港 松島港	港 瀬戸港 七ツ釜港 太田和港 面高港 瀬川港 小口港 時津港 長与港 久山港 大村港 彼杵港 川棚港 佐々港 臼ノ浦港 江迎港 田平港 調川港 佐須奈港 比田勝港 峰港 仁位港 鹿見港 仁田港 竹敷港 勝本港 印通寺港 大島港 平戸港 川内港 福島港 青方港 有川港 郷ノ首港 榎津港 肥前大島港 崎戸港 池島港 若松港 相の浦港 岐宿港 富江港 玉ノ浦港 伊王島港 高島港
熊本県	水俣港 八代港 三角港 熊本港	佐敷港 田浦港 鏡港 百貫港 河内港 長洲港 鬼池港 本渡港 大門港 牛深港 高浜港 富岡港 大浦港 合津港 姫戸港 天草港 上天草港
大分県	中津港 別府港 大分港 佐賀関港 久見港 佐伯港	高田港 臼野港 国東港 守江港 日出港 臼杵港 浦代港 丸市尾港 姫島港
宮崎県	細島港 宮崎港 油津港	古江港 熊野江港 延岡港 延岡新港 美々津港 内海港 外浦港 福島港 大島港
鹿児島県	志布志港 加治木港 鹿児島港 喜入港	波見港 根占港 大根占港 鹿屋港 垂水港 桜島港 (鹿児島)

	江港 松島港	港 瀬戸港 七ツ釜港 太田和港 面高港 瀬川港 小口港 時津港 長与港 久山港 大村港 彼杵港 川棚港 佐々港 臼ノ浦港 江迎港 田平港 調川港 佐須奈港 比田勝港 峰港 仁位港 鹿見港 仁田港 竹敷港 勝本港 印通寺港 大島港 平戸港 川内港 福島港 青方港 有川港 郷ノ首港 榎津港 肥前大島港 崎戸港 池島港 若松港 相の浦港 岐宿港 富江港 玉ノ浦港 伊王島港 高島港
熊本県	水俣港 八代港 三角港 熊本港	佐敷港 田浦港 鏡港 百貫港 河内港 長洲港 鬼池港 本渡港 大門港 牛深港 高浜港 富岡港 大浦港 合津港 姫戸港 天草港 上天草港
大分県	中津港 別府港 大分港 佐賀関港 久見港 佐伯港	高田港 臼野港 国東港 守江港 日出港 臼杵港 浦代港 丸市尾港 姫島港
宮崎県	細島港 宮崎港 油津港	古江港 熊野江港 延岡港 延岡新港 美々津港 内海港 外浦港 福島港 大島港
鹿児島県	志布志港 加治木港 鹿児島港 喜入港	波見港 <u>大泊港</u> 根占港 大根占港 鹿屋港 垂水港 桜島港

	川内港 米之津港 西之表港 <u>宮之浦</u> 港 (屋久島町) 名瀬 港	県管理) 浮津港 福山港 隼 人港 指宿港 串木野新港 黒 之浜港 獅子島港 片側港 <u>長</u> <u>島港</u> 里港 長浜港 大里港 片泊港 田之脇港 大塩屋港 広田港 門倉港 島間港 浜津 脇港 竹島港 硫黄島港 宮之 浦港 (長島町) 安房港 中之 島港 南之浜港 切石港 やす ら浜港 小宝島港 宝島港 山 間港 古仁屋港 篠川港 湯湾 港 大和港 竜郷港 赤木名港 湾港 加計呂麻港 与路港 請島港 亀徳港 平土野港 伊 延港 和泊港 住吉港 与論港
沖縄県	金武湾港 中城湾港 那覇港 本部港 運天港 平良港 石 垣港	前泊港 野甫港 内花港 仲田 港 伊江港 水納港 (本部町) 栗国港 兼城港 座間味港 渡嘉敷港 徳仁港 北大東港 南大東港 長山港 多良間港 船浦港 仲間港 白浜港 祖納 港 小浜港 竹富東港 黒島港 上地港 鳩間港 船浮港
合 計	<u>1 6 1</u> 港	<u>5 3 3</u> 港

	川内港 米之津港 西之表港 名瀬港	(鹿児島県管理) 浮津港 福 山港 隼人港 指宿港 串木野 新港 黒之浜港 獅子島港 片 側港 <u>宮之浦港</u> (屋久島町) <u>浦底港</u> 里港 長浜港 大里港 片泊港 田之脇港 大塩屋港 広田港 門倉港 島間港 <u>屋</u> <u>久津港</u> 浜津脇港 竹島港 硫 黄島港 宮之浦港 (長島町) 安房港 中之島港 南之浜港 切石港 やすら浜港 小宝島港 宝島港 山間港 古仁屋港 篠川港 湯湾港 大和港 竜郷 港 赤木名港 湾港 加計呂麻 港 与路港 請島港 亀徳港 平土野港 伊延港 和泊港 住 吉港 与論港
沖縄県	金武湾港 中城湾港 那覇港 本部港 運天港 平良港 石 垣港	前泊港 野甫港 内花港 仲田 港 伊江港 水納港 (本部町) 栗国港 兼城港 座間味港 渡嘉敷港 徳仁港 北大東港 南大東港 長山港 多良間港 船浦港 仲間港 白浜港 祖納 港 小浜港 竹富東港 黒島港 上地港 鳩間港 船浮港
合 計	<u>1 6 0</u> 港	<u>5 5 7</u> 港

港湾調査要綱（変更後）

1 調査の名称

港湾調査

2 調査の目的

本調査は、港湾統計（港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。

3 調査対象の範囲

（1）地域的範囲

国土交通大臣が指定する別表に掲げる都道府県

（2）属性的範囲

国土交通大臣が指定する別表に掲げる甲種港湾及び乙種港湾

4 報告を求める者

（1）数

【甲種港湾調査票】 1 6 1 港

【乙種港湾調査票】 5 3 3 港

（2）選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

国土交通大臣が指定する別表に掲げる甲種港湾及び乙種港湾

（3）報告者

【甲種港湾調査票】

ア 本調査における報告者は、港湾の管理者又はその港湾において次の業務を営む者とする。

（ア）「入港船舶」は、船舶運航事業を営む者（現地の出先又は代理機関の長を含む。）又は水産業協同組合の長

（イ）「船舶乗降人員」は、船舶運航事業を営む者（現地の出先又は代理機関の長を含む。）

（ウ）「海上出入貨物」は、港湾運送業若しくは船舶運航事業を営む者（いずれも現地の出先又は代理機関の長を含む。）又は水産業協同組合の長

（エ）「本船荷役」は、港湾運送業を営む者

（オ）「泊地及び係船岸」は、その管理者

イ 前項に掲げた者では調査の目的が達せられない場合はその他の当該事項の実態を把握することができる者を選定し、これに報告をさせることができる。

【乙種港湾調査票】

甲種港湾調査票に掲げるア（ア）～（ウ）及びイの事項

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は調査票を参照）

【甲種港湾調査票】

- ア 入港船舶
- イ 船舶乗降人員
- ウ 海上出入貨物
- エ 本船荷役
- オ 泊地及び係船岸

【乙種港湾調査票】

甲種港湾調査票に掲げるア～ウの事項

(2) 基準となる期日又は期間

- 【甲種港湾調査票】 毎月
- 【乙種港湾調査票】 毎年（1月～12月）

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

国土交通省一都道府県一調査員一報告者

(2) 調査方法（調査員調査 郵送調査 オンライン調査

その他（ ））

- ア 調査に関する事務に従事させるため、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第14条の規定により、統計調査員を置く。
- イ 統計調査員は、都道府県知事の指揮監督を受け、調査票の配布及び取集その他調査に関する事務に従事する。
- ウ オンライン調査は、統計調査員と報告者間において電子メールにより行う。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

- 【甲種港湾調査票】 毎月
- 【乙種港湾調査票】 1年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

- 【甲種港湾調査票】 提出期限は調査月翌月の10日
- 【乙種港湾調査票】 提出期限は調査年翌年の1月末日

なお、都道府県知事は、報告者が電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）第3条第1項の規定により適用される行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により税関長に申告等を行った事項の一部（報告を求める事項のうちア、ウ、エ及びオ。以下「当該事項」という。）を調査に使用することに同意したときには、報告を求める事項のうち当該事項に係るものについて調査票への記入を要しないものとするができる。

また、報告者は、調査票の様式に掲げる各事項を明確に判別できるように記録する場合は、調査票に代えて、電磁的記録による報告をすることができる。

8 集計事項

(1) 集計事項（別紙 港湾調査結果表一覧参照）

【甲種港湾調査票】

ア 入港船舶

船舶種別、トン数階級別入港船舶隻数及び総トン数

イ 船舶乗降人員

外国航路客、内国航路客

ウ 海上出入貨物

港別、品目別、貨物形態別の出入貨物トン数、車種別の航送台数及びコンテナ貨物の取扱個数及びシャーシ貨物の台数

エ 泊地係船岸及び本船荷役

係留施設別入港船舶の隻数、総トン数、係留時間、本船荷役貨物トン数

【乙種港湾調査票】

甲種港湾調査票に掲げるア～ウの事項

(2) 集計・提出方法

前記集計事項は、次の方法により集計・提出する。

なお、提出は国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年国土交通省令第25号）第3条に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。この場合、国土交通省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに集計表が国土交通大臣に提出されたものとみなす。

【甲種港湾調査票】

ア 都道府県知事は、管下すべての甲種港湾調査票等を港湾別に取りまとめ、審査の上、調査期日の翌日から1か月以内に集計事項のうちア及びウに掲げる月次集計分を、又調査年の翌年3月末日までに集計事項のアからエまでに掲げる年次集計分を国土交通大臣へ提出する。

イ 国土交通大臣は、これを審査整理して月次別、年次別に全国集計をする。

【乙種港湾調査票】

ア 都道府県知事は、調査期日の翌日から3か月以内に、管下すべての乙種港湾調査票等を港湾別に取りまとめ、審査の上、集計事項のうちアからウまでに掲げる年次集計分を国土交通大臣へ提出する。

イ 国土交通大臣は、これを審査整理して年次別に全国集計をする。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

インターネット（国土交通省ホームページ及びe-Stat）及び印刷物により公表する。

(2) 公表の期日

月報については、調査期日の翌日から2か月以内
年報については、調査の年から1年以内

1.0 使用する統計基準

本調査の結果は、港湾の実態を明らかにするため、調査対象港湾ごとに表章を行うことから、統計基準を使用しない。

1.1 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

ア 調査票及びその他集計書類又は電磁的記録媒体：2年

イ 集計表の内容を記録した電磁的記録媒体：永年

(2) 保存責任者

上記アについては、都道府県知事

上記イについては、国土交通大臣

1.2 立入検査等の対象とすることができる事項

法第15条第1項の規定に基づく立入検査等の対象とすることができる事項は、5の(1)に掲げる報告を求める事項とする。

別表 (略)

港湾調査結果表一覧

1. 年報

[総括表]

- 第1表 入港船舶表
- 第2表 船舶乗降人員表
- 第3表 海上出入貨物表
 - (1) トン数総数表
 - (2) 品種別都道府県別表 (輸移出入)
 - (3) コンテナ・シャーシトン数総数表
- 第4表 自動車航送車両台数表
- 第5表 コンテナ個数・シャーシ台数表
 - (1) コンテナ個数表
 - (2) シャーシ台数表

[甲種港湾]

- 第1表 入港船舶表
- 第2表 船舶乗降人員表
- 第3表 海上出入貨物表
 - (1) トン数総数表
 - (2) 品種別都道府県別表 (輸移出入)
 - (3) コンテナ・シャーシトン数総数表
 - (4) 輸出貨物品種別仕向国別表
 - (5) 輸入貨物品種別仕出国別表
 - (6) 移出貨物品種別仕向港別表
 - (7) 移入貨物品種別仕出港別表
- 第4表 自動車航送車両台数表
- 第5表 コンテナ個数・シャーシ台数表
 - (1) 輸出コンテナ仕向国別表
 - (2) 輸入コンテナ仕出国別表
 - (3) 移出コンテナ仕向港別表
 - (4) 移入コンテナ仕出港別表
 - (5) 輸出シャーシ仕向国別表
 - (6) 輸入シャーシ仕出国別表
 - (7) 移出シャーシ仕向港別表
 - (8) 移入シャーシ仕出港別表
 - (9) コンテナ長さ別種別個数表

[乙種港湾]

- 第1表 入港船舶表
- 第2表 船舶乗降人員表
- 第3表 海上出入貨物表
 - (1) トン数総数表
 - (2) 品種別都道府県別表 (輸移出入)
 - (3) コンテナ・シャーシトン数総数表
- 第4表 自動車航送車両台数表
- 第5表 コンテナ個数・シャーシ台数表

[年報 (別冊)]

泊地係船岸及び本船荷役表

2. 月報

- 第1表 総括表
- 第2表 入港船舶表
- 第3表 海上出入貨物表
- 第4表 車種別自動車航送車両台数表
- 第5表 コンテナ個数表



港 湾 調 査 (甲種港湾調査票)

基幹統計調査

秘

調査期日 毎月末

政府統計

この調査は、統計法（平成19年法律第53号）及び港湾調査規則（昭和26年運輸省令第13号）に基づいて行う港湾調査の一部で、港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理の上できわめて重要な資料を得るために実施するものです。

この調査の結果、知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、絶対に他に漏れることはなく、秘密の保護には万全を期していますので、報告者は、ありのままの事実を期日までに報告して下さい。

2 0 年 月分

※ 調査港湾 港

※

提出期日 毎月分を翌月10日まで。

※印の欄は、報告者は記入しないで下さい。

報 事業者名

告 所在地

者 氏 名

※ 所 属

※ 氏 名

入 港 船 舶					船舶		海 上 出 入 貨 物						備 考		
入 港 日	上段：船名 下段：総トン数	航路名	国籍	用途	係留状況		乗降人員 上段：乗込人員 下段：上陸人員	貨物の内容			コンテナ又はシャーシ				
					場 所	時 間 上段：着岸時刻 中段：離岸時刻 下段：係留時間		区分 1 輸出 2 移出 3 輸入 4 移入	仕向港 又は 仕出港	最終船卸港 又は 最初船積港	貨物形態 1 コンテナ 2 シャーシ 3 その他	上段：品 名 又は 車 種 下段：数 量 (トン又 は台)		種 類	
													種 別	長 さ	
27					月 日 時 分										
					月 日 時 分										
					月 日 時 分										
					月 日 時 分										
					月 日 時 分										
					月 日 時 分										
					月 日 時 分										
					月 日 時 分										
					月 日 時 分										
					月 日 時 分										
					月 日 時 分										
					月 日 時 分										
					月 日 時 分										
					月 日 時 分										

注1 「区分」、「貨物形態」及び「種類」の欄は、該当する番号を記入して下さい。ただし、自動車航送船の場合に限り、「貨物形態」の欄は記入しないで下さい。

2 「数量」及び「個数又は台数」の欄は、その下段にトランシップ分の数を記入して下さい。

3 「貨物の内容」の欄は、自動車航送船の場合に限り、車種及び台数を記入して下さい。

港湾調査（第二号様式） 新旧対照表

第2号様式



港湾調査（乙種港湾調査票）

国土交通省

基幹統計調査 (秘) 調査期日 毎年末

この調査は、統計法（平成19年法律第53号）及び港湾調査規則（昭和26年運輸省令第13号）に基づいて行う港湾調査の一部で、港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理の上できわめて重要な資料を得るために実施するものです。
この調査の結果、知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、絶対に他に漏れることはなく、秘密の保護には万全を期していますので、報告者は、ありのままの事実を期日までに報告して下さい。

20 年分 調査港湾 提出期日 毎年分を翌年1月31日まで。
※印の欄は、報告者は記入しないで下さい。

報 事業者名
告 所在地
者 氏名

調査員 所属 氏名

1. 入港船舶

	隻数	総トン数
外航商船 (フェリーを除く)	500総トン以上	
	500総トン以上500総トン未満	
内航商船 (フェリーを除く)	500総トン以上	
	500総トン以上500総トン未満	
自動車航送船 (フェリー)		
漁船		
避難船		
その他		

2. 船舶乗降人員

航路	乗達	上陸	人員(人)
外国航路	乗達		
	上陸		
内国航路	乗達		
	上陸		

3. 海上出入貨物 (1) 貨物の内容

品名又は車種	貨物形態	輸出 (トン又は台)	移出 (トン又は台)	品名又は車種	貨物形態	輸入 (トン又は台)	移入 (トン又は台)
	1. コンテナ				1. コンテナ		
	2. シャーシ				2. シャーシ		
	3. その他				3. その他		

注1 「貨物形態」の欄は、該当する番号を記入して下さい。ただし、自動車航送船の場合は記入しないで下さい。
2 自動車航送船の場合に限り、車種及び台数を記入して下さい。

(2) コンテナ又はシャーシ

	輸出	移出	輸入	移入
40ftコンテナ (個)				
20ftコンテナ (個)				
その他コンテナ (個)				
シャーシ (台)				

40ft: 40ft以上
20ft: 20ft以上40ft未満
その他: 20ft未満

第2号様式



港湾調査（乙種港湾調査票）

国土交通省

基幹統計調査 (秘) 調査期日 毎年末

この調査は、基幹統計として、統計法（平成19年法律第53号）及び港湾調査規則（昭和26年運輸省令第13号）に基づいて行う港湾調査の一部で、港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理の上できわめて重要な資料となるものであります。
この調査の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、絶対に他に漏れることはなく、秘密の保護には万全を期していますので、報告者は、ありのままの事実を期日までに報告して下さい。

20 年分 調査港湾 提出期日 毎年分を翌年1月31日まで。
※印の欄は、報告者は記入しないで下さい。

報 事業者名
告 所在地
者 氏名

調査員 所属 氏名

1. 入港船舶

	隻数	総トン数
外航商船 (フェリーを除く)	500総トン以上	
	500総トン以上500総トン未満	
内航商船 (フェリーを除く)	500総トン以上	
	500総トン以上500総トン未満	
自動車航送船 (フェリー)		
漁船		
避難船		
その他		

2. 船舶乗降人員

航路	乗達	上陸	人員(人)
外国航路	乗達		
	上陸		
内国航路	乗達		
	上陸		

3. 海上出入貨物 (1) 貨物の内容

品名又は車種	貨物形態	輸出 (トン又は台)	移出 (トン又は台)	品名又は車種	貨物形態	輸入 (トン又は台)	移入 (トン又は台)
	1. コンテナ				1. コンテナ		
	2. シャーシ				2. シャーシ		
	3. その他				3. その他		

注1 「貨物形態」の欄は、該当する番号を記入して下さい。ただし、自動車航送船の場合は記入しないで下さい。
2 自動車航送船の場合に限り、車種及び台数を記入して下さい。

(2) コンテナ又はシャーシ

	輸出	移出	輸入	移入
40ftコンテナ (個)				
20ftコンテナ (個)				
その他コンテナ (個)				
シャーシ (台)				

40ft: 40ft以上
20ft: 20ft以上40ft未満
その他: 20ft未満

変更点及び理由

- ・「政府統計の統一ロゴタイプの使用基準」（平成24年1月13日各府省統計主管部局長等会議申合せ）に基づく政府統計の統一ロゴタイプの挿入
- ・調査票内本文の適正化

港湾調査を実施する必要性

1. 調査の目的・必要性

四方を海に囲まれている我が国において、港湾は、物流・産業・生活を支える礎として、大きな役割を果たしている。港湾に関する統計は、明治38年に内務省が河川、道路、港湾などについて全国にわたり臨時調査を行ったのが始まりであり、その後、資源調査法（昭和4年法律第53号）が公布され、同法に基づき港湾資源調査規則（昭和4年内務省令第41号）が公布、施行され、指定された港湾について毎年調査が行われてきた。戦後、統計法（昭和22年法律第18号）の制定に伴い、「港湾調査」は、「港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資すること」を目的として、昭和22年6月に統計法第2条の規定に基づく指定統計第6号として公示され、翌年1月1日より指定統計調査として調査を行っている。

この調査の果たす役割は現在においても全く変わりなく、経済のグローバル化などの港湾をめぐる環境変化への対応や今後の港湾施策の進むべき方向性を定めるための基礎資料として活用されている。

特に、港湾調査の基本的調査事項である入港船舶、海上出入貨物等については、港湾の管理・運営、あるいは港湾の開発・整備計画の策定等、全国的な政策の企画立案、及び輸出入貨物量の国際比較等を行う上での重要な指標となっており、活用も広範囲に及んでいる。

このような背景のもと、港湾調査を実施するものである。

2. 他調査との重複

港湾の整備等の基礎資料を得ること等を目的とする統計調査として、本調査の他には「バルク貨物流動調査」、「ユニットロード貨物流動調査」及び「全国輸出入コンテナ貨物流動調査」（いずれも国土交通省実施（一般統計調査））があげられる。

しかし、これら調査の調査周期は、「ユニットロード貨物流動調査」及び「全国輸出入コンテナ貨物流動調査」については5年周期、「バルク貨物流動調査」については1回限りとなっていること、また、特定の月を対象として実施されているものであることから、毎月定期的に我が国港湾の利用実態を適切に捉え、港湾の管理・運営や全国的な政策の企画立案及び輸出入貨物量の国際比較等を行う上で、本調査に代替することは不可能である。

したがって、本調査と他の統計調査との重複は合理的な範囲を超えていないと考える。

3. 行政記録情報の利活用

現行の港湾調査要綱 7(2)ウにて、「都道府県知事は、報告義務者が電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）第3条第1項の規定により適用される行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により税関長に申告等を行った事項 ～(略)～ 報告を求める事項のうち当該事項に係るものについて調査票への記入を要しないものとする事ができる」とあり、行政記録情報の活用について規定しているところ。

4. 事業所母集団データベースを利用した重複排除等

調査結果後の名簿については、港湾調査では、貨物の取扱実績等、事業者から報告を受ける事項に加え、入出港届等の行政記録情報も活用して調査票情報を生成しており、1つの調査票のデータであっても、複数の関係者から情報を集めて作成する調査体系となっているため、調査対象者の把握が非常に煩雑なものとなっており、正確な調査結果名簿を毎月作成することは、新たな業務が発生することとなり、都道府県側の負担増となります。

その上、報告者からの調査票の収集において、現状約4ヶ月を要しており、調査結果名簿の登録期限（原則、調査票提出期限から起算して3ヶ月後まで）を大幅に遅延することとなること、調査結果名簿の作成により都道府県からの集計表提出の遅延原因となる恐れがあることから、港湾調査において事業所母集団データベースの利用は困難です。

港湾統計の利活用について

港湾調査は、港湾統計（港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的とする基幹統計）を作成することを目的として実施しており、本調査結果（港湾統計）の利活用事例は以下のとおり。

1. 港湾計画や社会資本整備重点計画、特定港湾施設整備事業基本計画等における将来貨物量の推計等の基礎資料として活用。
港湾計画や社会資本整備重点計画、特定港湾施設整備事業基本計画等において、貨物量及び船舶乗降人員等を推計するために、海上出入貨物量、コンテナ取扱個数及び船舶乗降人員等が活用されている。
2. 各年度港湾整備事業予算要求における貨物量関連説明資料
港湾整備事業等の予算概算要求時には、各港湾別の貨物量の推移や利用状況等を把握するために、入港船舶隻数、海上出入貨物量及びコンテナ取扱個数等が活用されている。
3. 公共投資（港湾インフラ整備）の経済効果、適正投資分析のための基礎資料
港湾の投資にあたっては、その投資の適正を判断するため、事業目的となる解決すべき課題・背景の把握及び原因分析等について、海上出入貨物量やコンテナ取扱個数等が活用されている。
4. 港湾の経済効果の測定資料
港湾の経済効果の算定にあたっては、港湾と地域経済がどのような関わりを持ち、港湾がどのような役割を担っているかの算定について、海上出入貨物量等が活用されている。
5. 国際コンテナ戦略港湾施策、国際バルク戦略港湾施策の施策立案・評価における基礎資料
国際コンテナ戦略港湾施策の施策立案時等において、世界各地域の港湾におけるコンテナ取扱個数の推移や世界主要港と我が国の主要港の取扱貨物量の推移を把握するために、コンテナ取扱個数等が活用されている。
また、国際バルク戦略港湾施策の施策立案時等においては、各港湾における品種別の取扱貨物量の推移等を把握するために、海上出入貨物量等が活用されている。
6. 官・民を問わず、海上物流にかかる分析の基礎資料

港湾調査対象港湾基準

1. 甲種港湾

甲種港湾とは、次の基準の（１）～（３）のいずれかに該当する港湾。

（１）港湾法（昭和２５年法律第２１８号）第２条第２項に定める国際戦略港湾、国際拠点港湾、及び重要港湾。

（２）外国貿易港湾

外国貿易港湾とは、最近５箇年間継続して毎年外国貿易船の入港実績が１隻以上あり、かつ、外国貿易貨物の取扱実績が１万トン以上ある港湾又は、最近３箇年間継続して毎年外国貿易船の入港実績が１隻以上あり、かつ、外国貿易貨物の取扱実績が２万トン以上ある港湾。

（３）内国貿易港湾

内国貿易港湾とは、最近３箇年間継続して毎年内国貿易船（鉄道連絡船及び自動車航送船を除く。）の入港実績が５０万総トン（G/T）以上あり、かつ、内国貿易貨物（鉄道連絡船及び自動車航送船を除く。）の取扱実績が５０万トン以上ある港湾。

2. 乙種港湾

乙種港湾とは、港湾管理者が設立されている港湾で、最近３箇年間継続して毎年５総トン（G/T）以上の入港実績が１隻以上ある甲種港湾以外の港湾又は貨物取扱量が５０トン以上ある甲種港湾以外の港湾。

3. 特例

自然災害等で利用が低下し甲種港湾及び乙種港湾の基準に該当しない港湾で、引き続き港湾調査を実施することが適当であると判断される港湾は、上記１．、２．によらず特段の措置を講ずることとする。